

インボイス制度

適格請求書発行事業者登録番号のお知らせ

2023年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となりますので、弊社の適格請求書発行登録番号をお知らせ致します。

登録番号：T7090001000406

2023年6月吉日



担当：経理課 西尾・志賀